

65歳以上の皆さんへ

介護保険は社会全体で支える仕組みです

関谷 高 高齢者福祉課介護保険担当

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、今後皆さんが必要とする介護サービスの費用などをまかなうために使われており、介護保険制度を支える大切な財源です。本年度の保険料は、個別にお知らせします(7月7日付で発送予定)。

◆基準額は月額4300円

要介護などの認定を受ける方は増え続け、平成29年度には2456人(平成26年度は1837人)になると見込んでいます。また、平成27年度から29年度までの3年間に必要となる介護サービス費などは約113億円になると見込んでいます。

約113億円から公費分(国・県・市の負担分)などを除き、基準となる保険料額を算出した結果、月額5万1600円(月額4300円)になりました。

なお、保険料の滞納が続くと、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1割または2割である利用者負担が3割になる措置がとられます。保険料は必ずお納めください。※

図表1

※図表1

保険料段階	対 象	保険料(月額)
第1段階	・生活保護受給者および老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	2万3220円
第2段階	市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方	3万6120円
第3段階	市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	3万8700円
第4段階	世帯課税で本人非課税、かつ本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	4万1280円
第5段階	世帯課税で本人非課税、かつ本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	5万1600円
第6段階	本人市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	5万9340円
第7段階	本人市民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	6万4500円
第8段階	本人市民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	6万9660円
第9段階	本人市民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	7万4820円
第10段階	本人市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	7万9980円
第11段階	本人市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	8万5140円
第12段階	本人市民税課税で合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	9万 300円
第13段階	本人市民税課税で合計所得金額が1000万円以上の方	9万5460円

※保険料額は、上記のとおり所得状況などにより決まります。

※「合計所得金額」は、収入から必要経費分(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

◆介護保険料の納め方

特別徴収年金から差し引き

年金、遺族年金、障害年金を受給している65歳以上の方は、原則、年金から差し引かれます。前年から継続して特別徴収の方は、4・6・8月の仮徴収と10・12・翌2月の本徴収として区別していますが、前年の収入の変動などで、仮徴収と本徴収の保険料額が大きく変動することがあります。

このような納付額のバラつきを解消するために、8月の仮徴収額を調整して、年度内での保険料額の変動を小さくし、年度を通して平均した保険料額に近づける処理を行っています。

普通徴収納付書払い

これまでの金融機関・市役所に加えて、コンビニエンスストアでも納付が可能で、曜日や時間を気にすることなくお支払いいただけます。

また、忙しい方、なかなか外出ができない方は、口座振替が便利です。一度手続きをすれば、

コンビニエンスストアで納付する際の注意
専用バーコードが印刷されている納付書に限りです。破損・汚損などによりバーコードの読み取りができない場合、取扱いができませんので、ご注意ください。ご利用できるコンビニエンスストアは、納付書の裏面に印刷されています。

※図表2

普通徴収納付期限	
期 別	納 期 限
第1期	8月1日(月)
第2期	8月31日(水)
第3期	9月30日(金)
第4期	10月31日(月)
第5期	11月30日(水)
第6期	12月26日(月)
第7期	平成29年1月31日(火)
第8期	2月28日(火)

振替日(納期限の日)に指定した口座から引き落とされますので、納期限を気にする必要もなく、安心です。※図表2
なお、保険料が完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。

◆保険料の減免制度

法定減免のほか、市独自の減免を実施しています。減免を受けるためには申請が必要です。

法定減免

対象 次のいずれかの要件に該当し、保険料の納付が困難な方

① 火災などの災害により住宅などに著しい損害を受けた。

② 生計中心者の病気や失業などにより、著しく収入が減少した。

市独自の減免

対象 次のいずれかの要件に該当し、保険料の納付が困難な方

① 監獄などに収監されている場合
② 収入が一定額以下の場合

・世帯の収入が市で定めた基準額以下で、一定額以上の預貯金などを有していない。

・市民税非課税世帯であり、健康保険や税法において、課税者から扶養を受けていない。

・自宅以外に不動産などの所有がなく、その評価額が一定以下。

③ 住み替えのために、自宅を売却し、その所得を新居の購入費に充てた場合、該当になる可能性があります(施行日平成28年4月1日)。

宿泊を伴う介護保険施設利用をした際の、食費・部屋代の負担軽減の見直しについて(負担限度額認定)

介護保険施設に宿泊した際の食費や部屋代については、収入や預貯金などにより4段階に分かれています。世帯の全員(世帯分離している配偶者を含む)が市民税非課税であって、年金収入などが80万円以下の方で一定額以上の預貯金などをお持ちでない方は、利用者負担段階が第2段階となっています。利用者負担の判定に用いる収入は、課税年金(老齢年金など)収入のみが対象になっていますが、平成28年8月からは非課税年金(遺族年金と障害年金)収入も含めて判定することになります。

この見直しにより、利用者負担段階が第2段階から第3段階になる場合があります。

介護保険料のQ&A



Q：介護保険料はいつから納めるの？

A：40歳になった月から納めることとなります。40歳から64歳までは、加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。65歳からは、個人毎に介護保険料を市へ納めることとなります。

Q：65歳の誕生日を迎えた人の納付は？

A：65歳になった方や、他市町村から転入してきた方などは、年金からの引き落とし(特別徴収)の条件が整うまでは納付書で納める(普通徴収)こととなります。

Q：納め方は選べるの？

A：介護保険法で特別徴収と普通徴収の対象者が決まっていますので、納め方を自分で選択することはできません。

Q：年金から差し引かれていたのに、途中から差し引かれなくなったのはどうして？

A：次のような場合、年度の途中で特別徴収が中止となり、普通徴収になる場合があります。
・年度の途中で介護保険料額や年金受給額が変更になった。
・何らかの理由により、年金受給が一時的に止まった。

・年金を担保に融資を受けた。など

Q：サービスを利用しなくても保険料は払うの？納めた保険料は返してもらえるの？

A：保険料は、地域の介護サービスをまかなう大切な財源になっています。

このため、医療保険と同様に保険料をお返しすることはありません。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会の仕組みです。どうぞご理解ください。

Q：保険料を滞納するとどうなるの？

A：災害など特別な事情がないのに、保険料を滞納すると、介護保険サービスを利用する際に次の措置を受けることがあります。

- 1 納期限から1年以上滞納すると、利用したサービス費用を一旦全額自己負担することになります。
※後に、支払った費用の9割(所得に応じて8割)を市が払い戻すこととなります。
- 2 1年6か月間滞納すると、保険給付の支払いの全部又は一部を差止め、差し止めた給付額から滞納額を控除します。
- 3 2年間滞納を続けると、未納期間に応じ、1割(所得に応じて2割)の自己負担が3割に変わります。また、高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

国民健康保険および後期高齢者医療制度『限度額適用認定証』などの交付および更新

問合先 保険年金課国民健康保険担当、高齢者医療担当

入院や通院により1か月に支払う医療費の一部負担金が一定額を超えるとときには、「限度額適用認定証」などを提示すると、医療機関での支払いを自己負担限度額までとすることができます。また、住民税非課税世帯の場合、入院時の食事代が減額できる場合もあります。認定は、申請月からとなりますので、必要な方は窓口で申請してください。

なお、既に交付をしている「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」などは有効期限が7月31日で満了となります。

申請方法

①国民健康保険の場合

必要な方は、窓口で申請してください。

②後期高齢者医療制度の場合

平成28年度住民税が非課税の世帯に属している方が

対象です。認定証の交付を希望される方は申請が必要です。(ただし、前年度認定証が交付されている方で、平成28年度も該当となる方へは、市から更新したものを送付します。)

申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類(免許証など)

- ・住民税決定証明書など(平成28年1月2日以降鶴ヶ島市に転入し、即日交付を希望される方のみ)

※自己負担限度額は、年齢、所得などによって異なります。世帯に住民税の申告をしていない方がいると、限度額が上位・現役並み所得者となります。

※保険税(保険料)に滞納があると認定証の交付が受けられない場合があります。

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

区 分		所得要件	限度額		入院時食事代
			3回目まで	4回目以降(※2)	
上位所得者	ア	所得(※1) 901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	1食360円(一部260円の場合があります)
	イ	所得(※1) 600万円超～901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	
一 般	ウ	所得(※1) 210万円超～600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	
	エ	所得(※1) 210万円以下	57,600円		
住民税非課税世帯	オ	住民税非課税	35,400円	24,600円	過去1年間の入院が90日以内 1食210円
					過去1年間の入院が91日以上 1食160円

※1 国民健康保険税算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額など

※2 過去12か月に3回以上の高額療養費に該当した世帯の4回目以降の自己負担限度額

70歳以上の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	自己負担限度額		入院時食事代
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者(※1)	44,400円	80,100円(4回目以降44,400円) 医療分が267,000円を超えた場合、 (医療費-267,000円)×1%を加算	1食360円 (一部260円の場合があります)
一 般	12,000円	44,400円	
低所得者Ⅱ(※2)	8,000円	24,600円	過去1年間の入院が90日以内 1食210円
			過去1年間の入院が91日以上 1食160円
低所得者Ⅰ(※3)	8,000円	15,000円	1食100円

※1 現役並み所得者は、住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる方

※2 同一世帯の世帯主および被保険者が住民税非課税の方

※3 同一世帯の世帯主および被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円の方

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

被保険者証の一斉更新を行います

現在の後期高齢者医療被保険者証の有効期限は平成28年7月31日までです。それに伴い一斉更新を行います。被保険者証は7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

受け取りの際は、印鑑が必要です。7月中に届かない場合は保険年金課高齢者医療担当へ連絡してください。

平成28年度分保険料の納付通知書を7月中旬に送付します

◆納付方法

①年金から差し引く方法(特別徴収)

年金が年額18万円以上の方は、年6回の年金定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

②納付通知書などで納める方法(普通徴収)

納付通知書で金融機関にて納付してください。口座振替をご利用することもできます。

◆保険料の算出方法

①所得割額

(平成27年中の所得金額－33万円)×8.34%

②均等割額

年間4万2070円

防災行政無線の点検を行います

市内58か所に設置している防災行政無線の設備点検を行います。点検中は試験放送が流れます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

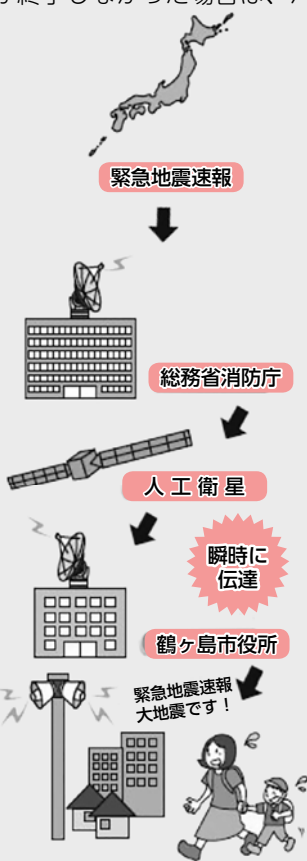
日時 7月6日(水) 9時ごろから17時ごろまで(予備日7月7日(木)) ※6日に点検が終了しなかった場合は、7日に続けて行います。災害時などは点検を中止する場合があります。

点検方法 市内58か所にある防災行政無線を、1か所ずつ順番に試験放送を流して点検をします。

放送内容 「こちらは、ぼうさいつるがしまです。ただいま、試験放送を行っております。…これで試験放送を終わります。こちらは、ぼうさいつるがしまです。」チャイム音

その他 点検中は試験放送が終日流れます。試験放送が流れると、防災ラジオからもその都度放送が流れます。

問合せ先 安心安全推進課 防災担当



問合せ先 保険年金課高齢者医療担当

①と②の合算額が1年間の保険料額となります(賦課限度額は57万円です)。

保険料の納付をお忘れなく

特別な事情がなく保険料を滞納した場合は、通常の被保険者証に替えて短期被保険者証(通常の被保険者証より有効期限が短い被保険者証)を交付する場合があります。納付が困難になった場合は、早めに納付相談をしてください。



平成27年度(平成28年7月まで)：紫
⇒平成28年度(平成28年8月以降)：緑

高齢者向けの給付金の申請はお早目に

高齢者向けの給付金(年金生活者等支援臨時特例給付金)は7月29日(金)で申請の受付を終了します。

受付期間中に申請書を提出しない場合、給付を受けることができませんので、ご注意ください。

対象 平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)で、平成27年度の住民税(均等割)が非課税の方(住民税課税者の扶養親族等を除く)。

支給額 3万円(1回限り)

※対象となる可能性のある方には、4月に申請書をお送りしました。申請書が届いていない方などは、お問い合わせください。

申請・問合せ先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

道路の測量に伴う私有地の立入りにご協力ください

道路の拡幅工事などにより、現況が変わった箇所について、道路台帳の修正を行うため、測量を実施します。

この測量は、道路の中心から両側約20mの範囲を測るため、私有地に立ち入らせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

なお、市委託の測量業者が私有地に立ち入りする場合、必ず身分証明書を携帯しています。ご不明な点がございましたら、証明書の提示を求めるか、道路建設課までお問い合わせください。

測量期間 7月11日(月)～平成29年1月20日(金)

問合せ先 道路建設課道路管理担当

国民健康保険税の納税通知書を送付します

問合先 保険年金課国民健康保険担当

国民健康保険税は、今年度に予測される医療費の総額から、国などからの補助金と皆さんが医療機関などで支払う一部負担金を差し引いた額を、国保加入世帯の人数、所得に応じて負担していただく市税です。

今年度分の納税通知書は7月上旬に送付しますが、7月12日(火)を過ぎても納税通知書が届かない方は担当へお問い合わせください。

《保険税は世帯主が納めます》

世帯主が国保の加入者(被保険者)であるなしに関わらず、保険税の納税義務者は世帯主となります。ただし、保険税の算定は加入者のみで計算します。

納税通知書のほか、被保険者証の送付や未納の場合の督促状なども、すべて世帯主あてとなります。

《保険税の納め方》

国保加入者が65歳以上の方のみの世帯で年金を受給している世帯主の方は、一定の要件に該当する場合は保険税が年金から差し引かれる特別徴収となります。

それ以外の方は納付書または口座振替による普通

徴収となります。

《保険税の納め忘れに注意しましょう》

納期を過ぎてしまうと延滞金の加算や滞納処分の対象となります。また、被保険者証に関しても、短期被保険者証や資格証明書の代替発行、人間ドックなどの補助などの給付の制限を受けることがありますので、納期限内での納付をお願いします。簡単で便利な口座振替をぜひご利用下さい。

《非自発的失業者(特定受給資格者又は特定理由離職者)は保険税が軽減されます》

倒産・解雇、雇い止めなど会社の都合で離職された方の保険税が軽減されます。

対象 離職日時点で65歳未満であり、雇用保険受給資格者証の交付を受け、その理由が非自発的失業(特定受給資格者又は特定理由離職者)である方。

軽減期間 離職日の翌日から翌年度末まで。

申告に必要なもの 雇用保険受給資格者証、認印、マイナンバーカードまたは通知カード(個人番号が確認できるもの)、運転免許証または旅券など(官公署が発行した顔写真付の証明書)

《平成28年度国民健康保険税・算出方法》

	課税の基礎	医療分 (0~74歳)	後期分 (0~74歳)	介護分 (40~64歳)
所得割額	(平成27年中の所得金額-33万円)×右の税率	7.4%	1.5%	0.9%
均等割額	被保険者1人について	17,000円	10,000円	9,000円
世帯課税限度額		520,000円	170,000円	160,000円

免除の対象となる所得の目安額

扶養人数	全額免除 ^{※1} 納付猶予 ^{※2}	部分免除 ^{※1}		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
3人扶養 (夫婦・子2人)	162万円	192万円	232万円	272万円
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円	116万円	156万円	196万円
扶養なし (単身世帯)	57万円	78万円	118万円	158万円

※1 全額免除・部分免除は、本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合

※2 納付猶予は、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合

また、免除については、保険料を追納しなかった場合でも、承認された免除の種類に応じて老齢基礎年金の受給額に計算されます。

なお、継続申請の方には年金事務所から審査結果が10月ごろまでに郵送されます。

保険料の追納

免除または納付猶予が承認された期間の保険料は、10年以内であれば古い順に追納できます。納めた保険料は、将来受け取る年金額に反映されます。ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額を加算して納めることとなります。

経済的な理由などにより、国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料の全部または一部を納めることが免除される「保険料免除制度」、保険料の全部を納めることが猶予される「納付猶予制度※」が利用できます。

※平成28年7月からは対象年齢が50歳未満に拡大されます。

国民年金保険料免除制度

問合先 保険年金課国民年金担当

申請期間 申請時点の2年1か月前の月分まで

例 平成28年7月申請の場合、平成26年6月分まで申請できます。

必要書類 (退職した場合) 離職票など※失業したことを確認できる雇用保険受給資格者証、離職票など公的機関の書類を添付してください。

全額免除または納付猶予を継続で申請し承認された方は、窓口で申請する必要はありません。

あなたの寄附で まちづくりが進みます

問合・申込先 産業振興課商工労政担当

市では、寄附を通じて様々な方がまちづくりに参加する「寄附によるまちづくり」を進めています。人のために何かしたいという思いがあっても「時間的な余裕がない」「個人で貢献したい」「活動に参加するのはちょっと不安」など、実際の活動に参加できない方も、寄附を通じてまちづくりに参加することができます。寄附という形で皆さんの思いをまちづくりに活かしてみませんか。

●平成27年度の寄附の活用実績

事業名	充当額	内 容
未来を担う子どもたちを応援する事業	4678万6000円	学校図書館の蔵書購入などの経費で活用
地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業	882万円	近隣公園に健康遊具を設置する経費などに活用
身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業	1690万円	藤中学校に太陽光パネル等を設置する経費などに活用
文化・芸術活動を振興するための事業	402万2000円	文化財の保護や伝統行事の保存活動に要する経費などに活用
活力に満ちたまちづくりのための事業	1347万2000円	自治会・地域支え合い協議会の活動を支援するための経費などに活用
合 計	9000万円	

●平成27年度の寄附の状況

全国の方々から多くのご寄附をいただきました。

寄附金活用の指定メニュー	寄附額	件数
未来を担う子どもたちを応援する事業	1 億 1934 万 2516 円	5218
地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業	2339 万 1392 円	1212
身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業	3259 万 1000 円	1631
文化・芸術活動を振興するための事業	1441 万 6000 円	552
活力に満ちたまちづくりのための事業	2981 万 6897 円	1529
指定なし	5652 万 1201 円	2210
合 計	2 億 7607 万 9006 円	12352
ふるさと納税分	2 億 7514 万 5590 円	12337



▼寄附金充当内容

※寄附の詳細は市のホームページでも紹介しています。

おちかくプレーパークの開催 中学校での交通安全教室の開催 青少年健全育成協議会の活動支援 上広谷・大橋・西児童館の運営 小・中学校の図書館図書の実施 小・中学校における英語教育の実施 中学校の部活動などの支援 自治会・地域支え合い協議会の活動支援 高齢化に対応した近隣公園トイレの改修 スポーツ行事の開催支援 防犯灯のLED化の推進 脚折雨乞行事の開催支援 動画を活用した市の魅力発信 次期公共施設予約システムの開発 産業まつり・桜まつりなどの開催支援 など

まちのクールオアシスをご利用ください。

問合先 健康増進課健康増進担当

熱中症対策の一環として、市では7月から9月の間、市の施設や協力いただける事業所(店)を熱中症の一時休憩所としました。外出時、熱中症にかかることのないよう、ひと休みすることができる場所です。ポスターまたはステッカーを貼っていますので、ご活用ください(クールオアシスの一覧は市ホームページからご覧いただけます)。※官公庁では節電対策のため、冷房が切れている時間や消灯している時間もありますので、ご了承ください。

熱中症は、高温多湿な環境で水分と塩分のバランスが崩れて、体温調節が働かなくなり発症します。無理をせず、涼しい場所でひと休みして熱中症を予防しましょう。

なお、協力をいただける事業所(店)を募集しています。ご協力いただいた場合は、市のホームページなどで紹介させていただきます。ぜひご協力をお願いします。



私達と地方行政のこれからを一緒に作りませんか？

市職員を募集します

問合先 人事課人事担当



市では、平成29年4月1日付けで採用予定の市職員の採用試験を行います。

第1次試験日 9月18日(日)

受付期間 8月1日(月)～15日(月)(8時30分～17時15分)※土日祝日は除く

※郵送の場合、8月1日(月)～13日(土)の消印有効

申込書類 採用試験申込書、卒業証明書または卒業見込証明書、成績証明書、写真(縦4cm×横3cm)2枚
実務経験証明書(市指定のもの)および資格または資格取得の見込みが確認できるもの(学芸員のみ)

※採用案内、申込書類は市役所人事課、若葉駅前出張所、および各市民センターで配布しています。

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません

採用職種	受験資格	採用予定人数
一般行政職(事務)	- 大学を卒業または平成29年3月までに卒業見込みで、昭和63年4月2日以降に生まれた方 - 短期大学(専修学校を含む)を卒業または平成29年3月までに卒業見込みで、平成29年4月2日以降に生まれた方 - 高校を卒業または平成29年3月までに卒業見込みで、平成4年4月2日以降に生まれた方	10人程度
一般行政職(土木)	次の要件をすべて満たす方 - 昭和59年4月2日以降に生まれた方 - 大学において土木の課程を専門に履修し、卒業または平成29年3月までに卒業見込みの方	
一般行政職(学芸員)	次の要件をすべて満たす方 - 昭和59年4月2日以降に生まれた方 - 大学において考古学、埋蔵文化財またはこれに準ずる課程を専門に履修し、卒業または平成29年3月までに卒業見込みの方 - 学芸員の資格を有する方または平成29年3月までに取得見込みの方 - 発掘調査の実務経験がある方	

※詳しくは、下記の説明会のほか、採用案内、市ホームページをご覧ください。

職員採用説明会を開催します

埼玉県内市町村職員合同採用説明会

市町村職員の採用試験や仕事の内容などを、各市町村の人事担当者が説明します。鶴ヶ島市のコーナーもあります。

日時 7月7日(木) 13時～18時(入場は17時まで)

場所 さいたまスーパーアリーナ(さいたま新都心駅下車徒歩すぐ)

入場料 無料 ※予約不要、入退場自由です。

問合先 彩の国さいたま人づくり広域連合(☎048・664・6681)

鶴ヶ島市職員採用説明会

採用試験や市職員の仕事などについての全体説明のほか、個別の質問にお答えします。

参加を希望する方は、事前に電話またはメールにてお申込ください。 ※説明会への参加の有無が、採用に影響することはありません。

日時 7月31日(日) 10時～12時

場所 市役所5階会議室

申込先 人事課人事担当(☎049・271・1111)

✉(10300020@city.tsurugashima.lg.jp)

坂戸・鶴ヶ島水道企業団職員を募集

職種 事務職、技術職(土木)

採用人数 合わせて3名程度

第1次試験日 9月18日(日)

事務職受験資格 次の①～③に該当する方

- ①学校教育法による大学を卒業または平成29年3月までに卒業見込みで、昭和63年4月2日以降に生まれた方
- ②学校教育法による短期大学(専修学校を含む)を卒業または平成29年3月までに卒業見込みで、平成2年4月2日以降に生まれた方
- ③学校教育法による高校を卒業または平成29年3月までに卒業見込みで、平成4年4月2日以降に生まれた方

技術職(土木)受験資格 上記の①～③に該当し、かつ、土木の課程を履修した方

受付期間 8月1日(月)～12日(金)(8時30分～17時15分)
※土日祝日は除く

※申込方法などは、6月8日(水)から坂戸・鶴ヶ島水道企業団庶務課で配布する募集案内をご覧ください。

問合せ 坂戸・鶴ヶ島水道企業団庶務課庶務担当(☎049・283・1957)

坂戸・鶴ヶ島下水道組合職員を募集

職種 一般行政職および社会人経験者(事務職、土木職)

採用予定人数 いずれも若干名

第一次試験日 9月18日(日)

受験資格

- ・事務職は以下の①～③に該当する方
- ・土木職は上記に加え、土木の専門課程を専攻した方

- ①学校教育法による大学を卒業または平成29年3月までに卒業見込みの方で昭和63年4月2日以降に生まれた方
 - ②学校教育法による短期大学(専修学校含む)を卒業または平成29年3月までに卒業見込みの方で平成2年4月2日以降に生まれた方
 - ③学校教育法による高校を卒業または平成29年3月までに卒業見込みの方で平成4年4月2日以降に生まれた方
- ・社会人経験者(事務職)は学校教育法による大学または短期大学(専修学校含む)が高校を卒業した方で昭和56年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方、かつ、民間企業などで1年以上継続して就業し、職務経験が5年以上の方
 - ・社会人経験者(土木職)は上記学歴および生年月日に該当し、かつ、民間企業などで1年以上継続して就業し、土木工事の設計、施工管理などの職務経験が3年以上の方

受付期間 8月3日(水)～9日(火)(8時30分～17時15分)※土日祝日は除く

※申込方法などは、7月1日(金)から下水道組合総務課で配布する募集案内をご覧ください。

申込・問合せ 坂戸・鶴ヶ島下水道組合総務課総務担当(☎049・283・2051)

坂戸・鶴ヶ島消防組合職員を募集

職種 消防吏員

採用人数 10人程度

第1次試験日 9月18日(日)

受験資格 次の①～③に該当する方

- ①学校教育法による大学を卒業または平成29年3月までに卒業見込みで平成3年4月2日以降に生まれた方
- ②学校教育法による短期大学または専修学校を卒業または平成29年3月までに卒業見込みで平成5年4月2日以降に生まれた方
- ③学校教育法による高校を卒業または平成29年3月までに卒業見込みで平成7年4月2日以降に生まれた方

受付期間 8月5日(金)～12日(金)(8時30分～17時15分)
※土日祝日は除く

※申込方法などについては、7月1日(金)から消防本部庶務課で配布する募集案内をご覧ください。

申込・問合せ 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部庶務課庶務担当(☎049・281・3119)

平成27年度坂戸・鶴ヶ島消防組合情報公開など実施状況をお知らせします※実施機関は全て消防長

◇情報公開請求 全部公開 1件

◇情報任意の公開 全部公開 4件

◇個人情報開示請求 一部開示 2件

問合せ 庶務課庶務担当(☎049・281・3118)

坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業の事業計画(第4回変更)案の縦覧を行います。

期間 7月12日(火)～25日(月) ※土日・祝日を含む

時間 8時30分～17時まで

場所 区画整理課内

意見書の提出 利害関係者は、縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日まで埼玉県知事に意見書を提出することができます。 ※都市計画において定められた事項を除く。

問合せ 区画整理課事業担当

広報つるがしま6月号に関するお詫びと訂正

広報つるがしま6月号8ページ「オレンジカフェにこまる」記事内「オレンジカフェにこまる若葉台」の実施日時が“7・10・2月の第3土曜日”となっており、正しくは“7・10・1月の第3月曜日”でした。内容に誤りのあったことを深くお詫び申し上げるとともに訂正とさせていただきます。

夏の交通事故防止運動を実施します

交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けることで、夏の解放感から起こる交通事故を防止するため、夏の交通事故防止運動を実施します。

期間 7月15日(金)～24日(日)の10日間

○子供と高齢者の交通事故防止

○自転車の安全利用の推進

○飲酒運転の根絶および路上寝込みなどによる交通事故防止

○高齢者の自転車安全利用推進

サマーカーニバル会場にて交通安全パレードを実施し、チラシや啓発品などを配布しながら交通安全を呼びかけます。

日時 7月16日(土) 14時05分～

場所 鶴ヶ島駅西口商店会通り

問合せ 安心安全推進課交通安全・防犯担当

環境影響評価調査計画書の説明会などのお知らせ

坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ北側土地地区画整理事業に係る環境影響評価調査計画書の説明会および縦覧を行います。

説明会 日時 7月22日（金）15時30分～17時30分
場所 富士見市民センター第1学習室

縦覧 日時 7月12日（火）～8月12日（金）の各業務時間内（土・日曜日および祝日を除く）
場所 鶴ヶ島市生活環境課、埼玉県環境政策課、埼玉県東松山環境管理事務所、川越市環境政策課、東松山市生活環境課、坂戸市都市計画課、川島町町民生活課

意見書の提出

各縦覧場所に備え付けてある意見書に必要な事項を記入の上、8月26日（金）（必着）までに直接または郵送で、坂戸市都市計画課（〒350-0292 坂戸市千代田一丁目1-1）へ提出してください。

問合せ先 埼玉県環境政策課 ☎048・830・3041、坂戸市都市計画課 ☎049・283・1331

第1回つるがしま緑のカーテン 展覧会のお知らせ

「緑のカーテン」を広く普及することを目的に展覧会を開催します。緑のカーテンに関する、写真、絵、簡単な工作物（ひょうたんに絵を描く）などの作品をお寄せください。

申込み 応募用紙に必要な事項を記入し、各作品を生活環境課または各市民センターへ提出してください。詳しくは、生活環境課または各市民センターに備え付けの応募用紙をご覧ください。

応募期間 7月4日（月）～10月28日（金）

展覧会 平成28年12月に行う予定です。

問合せ先 つるがしま緑のカーテン市民実行委員会（愛称：みどりかぜ）^{まふだ}前田 ☎080・5489・3010、生活環境課環境保全担当

浄化槽を正しく使って、 大切な水環境を守りましょう

提出先・問合せ 生活環境課環境推進担当

市内では、多くの家庭で浄化槽が使用され、日常生活で重要な役割を果たしています。しかし、正しい使い方と適正な管理を行わないと、河川の水質悪化や悪臭の発生原因となります。

浄化槽の使用上の規則、保守点検および清掃は、浄化槽法に定められています。

◎適正な管理

◆保守点検を受けましょう

浄化槽の規模や処理方式により法律で定められた回数を実施しなければなりません。点検は、専門業者（埼玉県登録業者）に依頼してください。

◆清掃を行いましょ

浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜き、機器類の洗浄は、年に1回以上実施しなければなりません。清掃は、市の許可した業者に依頼してください（許可業者については、市ホームページで確認または生活環境課に問い合わせてください）。

◆法定検査を受けましょう

・設置後の水質関係検査（7条検査）
設置された浄化槽が適正に施工され、機能しているかを確認する検査です。浄化槽を使い始めてから3か月を経過した日から5か月以内に受けなければなりません。

・定期水質検査（11条検査）

浄化槽の維持管理が適正に行なわれ、機能が發揮されているか確認する検査です。保守点検および清掃とは別に、必ず毎年1回受けなければなりません。検査の申込先と検査機関は埼玉県環境検査研究協会（☎048・649・5151）です。

◎浄化槽に関する各種届出

浄化槽の使用を開始したときや使用を廃止したときなどは、届出書などを提出してください（様式は、市ホームページからダウンロードできます）。

◎浄化槽への転換に補助金

現在、自ら居住している住宅に設置してある単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽（5人～10人槽）に転換する場合、設置経費の一部を補助します。

補助金額（平成28年度の上限額）

5人槽	58万7000円
7人槽	64万1000円
10人槽	73万1000円

申請期限 12月28日（水）

※予算がなくなり次第終了

手続き 補助金の交付にあたっては、転換する浄化槽が環境配慮型であることや、対象地域などの制限があります。補助を受けようとする場合は、着工前に交付申請書の提出が必要ですので、必ず着工前に問い合わせください。



不要になったテレビなどの処分方法

問合先 生活環境課環境推進担当

家庭から出た特定家庭用機器(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、埼玉西部環境保全組合で処分できませんので、次のいずれかの方法で処分をお願いします。

電気店に引き取ってもらう場合

- 買い換える店で引き取ってもらう。
- 買った店で引き取ってもらう。



自分で指定引取場所へ運搬する場合

- ①郵便局に備え付けの「家電リサイクル券」を使用し、リサイクル料金を振り込みます(廃棄物1台につき、「家電リサイクル券」は1枚となります)。
- ②下記の指定引取場所に連絡し、搬入受付日時を確認し搬入します。

指定引取場所(鶴ヶ島市から最寄り)(50音順)

- (株)木下フレンド川越営業所/川越市松郷886-9 (☎049-272-7750)
- 日本通運(株)川越事業所/川越市南大塚6-37-3 (☎049-249-0201)

自分で指定引取場所へ運搬しない場合

- ①郵便局に備え付けの「家電リサイクル券」を使用し、リサイクル料金を振り込みます(廃棄物1台につき、「家電リサイクル券」は1枚となります)。
- ②下記の特定家庭用機器取扱いの一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼します。料金は、収集運搬許可業者へお問い合わせください。

一般廃棄物収集運搬許可業者(50音順)

- クリーンシステム(株)鶴ヶ島支店/高倉1217-5 (☎049-287-2203)
- (株)クリーンネス藤原/日高市田波目581-11 (☎042-978-9151)

リサイクル料金

リサイクル料金は、(財)家電製品協会家電リサイクル券センターに電話(☎0120-31-9640)、またはホームページ(<http://www.rkc.aeha.or.jp>)で確認してください。なお、郵便局にある備え付けの冊子「家電リサイクル券システム 郵便局手続き用リサイクル料金表(税込)」でも確認できます。

生ごみの水切りで、臭い防止とごみの削減・CO₂削減へ

問合先 生活環境課環境推進担当

高倉クリーンセンターで燃やすごみの約50%が水分です。「生ごみ」の水分を減らすことで「生ごみ」の臭い防止とごみの減量・CO₂削減に役立ちます。

ごみの水分が減れば、嫌な臭いが少なくなります!



ごみが軽くなるので、収集車の燃費が良くなり、CO₂が削減されます!



ごみを燃やすエネルギーが減り、CO₂が削減されます!

簡単にできる水切り参考例

- 野菜などは、いらない皮などをむいてから洗い、いらない皮などは濡らさないようにしましょう。
- 三角コーナー(水切りネットなど)には、水気のあるものだけを入れ、水気のないものは他のごみ袋に直接入れるなど、余分な水分を吸わせないようにしましょう。
- ごみを出す前に、三角コーナーや水きりネットなどの生ごみを、手やペットボトルの底の部分などで押しつぶしたり、振ったりして水切りを十分に行いましょう。
- 日に干すなどして乾燥させると、より良いでしょう。

一人一人が少しずつでも取り組むことで、環境への負荷を減らすことにつながります。
皆さんのご協力をお願いします。

第66回

社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～ 実施中

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。犯罪・非行の防止と罪を犯した人の更生を支えるには、地域住民の理解と協力が必要です。

7月は、その強調月間として、市保護司会が中心となり、市内各地で啓発活動を行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。